

世田谷区私道排水設備等の助成ガイド

(私道排水設備・私道整備・雨水浸透ます・雨水タンク他)

～世田谷の下水道を知る～



排水管設置状況



透水性舗装



雨水浸透ます



浸透(トレンチ)管



雨水タンク



はじめに

このパンフレットは、世田谷区の私道排水設備・私道整備に関する助成制度や雨水浸透施設・雨水タンクの設置助成や水洗便所助成に加えて、世田谷区内の下水道の役割・しくみなどをご案内するものです。

下水道施設は、その多くの部分が地下に埋設してあるために地味で目立ちませんが、区民の皆さんが日常生活を安全で快適に過ごすための大切な役割を果たしています。

世田谷区の下水道(汚水)普及率は、平成7年度末に約100%を達成し、下水道整備の目的のひとつである公衆衛生面の確保や河川などの水質保全是概ね図られています。しかしながら、汚水と雨水を分けて排除する分流式下水道地域においては、雨水を集めて河川に流す雨水管の整備は、約3割しか達成されていません。また、近年多発している集中豪雨による水害への対策を推進することも、喫緊の課題となっています。

世田谷区では、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」の実現を目指して、平成21年度に「世田谷区豪雨対策基本方針」及び「世田谷区豪雨対策行動計画」を策定し、令和4年3月に「世田谷区豪雨対策行動計画(改定)」を策定しました。今後、この基本方針及び行動計画に基づき、下水道局への下水道管整備推進の要望、流域対策の強化など、施策を着実に進めて参ります。

下水道整備の推進につきましては、分流式下水道地域の雨水管整備を進めるため、引き続き、東京都下水道局と連携を強化しながら、取り組んで参ります。

流域対策の強化につきましては、世田谷区や東京都などが雨水貯留浸透施設の設置を積極的に実施することはもとより、区民の皆さまが安全管理されている私道の透水性舗装による整備や、宅地内での雨水浸透ますや雨水タンクの設置等やグリーンインフラの推進・促進による対策が重要であり、区民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら取り組んで参ります。

区民の皆さまの日常の暮らしを陰で支えている下水道は、黙々と働く、まさに縁の下の力持ちです。このパンフレットをご活用いただき、下水道施設や私道排水設備助成等に関するご理解を深めていただければ幸いです。

世田谷区土木部

目 次

I 助成制度

- 1. 私道排水設備助成 1
- 2. 私道整備助成 2
 - 助成の流れ 3
 - 担当区域 4
- 3. 雨水浸透施設設置に関する助成制度 5
- 4. 雨水タンクに関する助成制度 6
- 5. 水洗便所助成 7

II 世田谷の下水道

- 1. 下水道の役割..... 8
- 2. 下水道のしくみ..... 8
- 3. 下水道が使えるまで..... 10
- 4. 排水設備のことで困ったとき 11
- 5. 内容別相談窓口一覧 12

I 助成制度

皆さんが、安全で快適な日常生活を送り、居住環境の向上を図るため、いくつかの助成制度があります。詳細については、お気軽にお問い合わせください。

1 私道排水設備助成

(世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例)

私道をご利用の方は、家庭の排水や汚水を直接、公共下水道に流すことはできませんので、私道に排水設備を設け、公共下水道につなぐ必要があります。

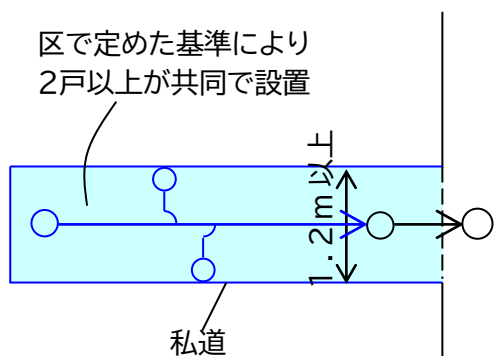
下記のすべての条件を満たした場合に私道の排水設備工事の助成が受けられます。

問い合わせ先 ●各土木管理事務所（4ページの担当区域をご参照ください。）

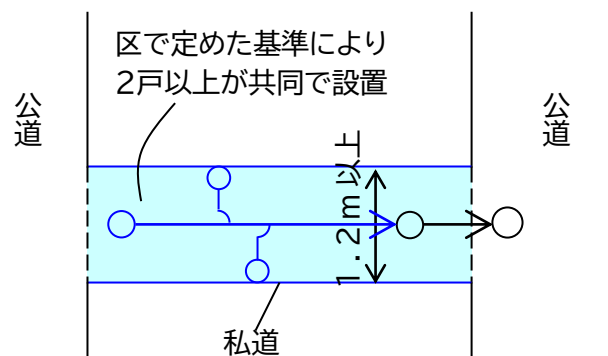
条件	助成額	提出書類
1 私道の幅が1.2m以上あること。 2 所有者の異なる2戸以上が共同して排水設備をつくること。 3 私道の所有者または排水設備設置の権利者が行う整備であること。 4 東京都下水道事業管理者が定めた基準に適合した排水設備をつくること。 5 下水道法に基づいて処理区域※1として公示された日から3年以内の申請であること。	区で定めた助成額 (工事費の90%以内)	①助成申請書(第1号様式) ②委任状(第2号様式) ③土地使用承諾書(第3号様式) ④位置図 ⑤公図の写し ⑥登記事項証明書又は要約書 ⑦工事設計調書(別紙様式) ⑧排水設計図面 ⑨「排水設備計画届出書」の写し ⑩代表者と土地所有者の印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)

※1 下水道法第2条に規定される、排除された下水を終末処理場で処理できる区域

●地主、家主との紛争、その他の事情で公共下水道共用開始の告示後 3年以内に申請できないときは、ご相談ください。



行き止まり私道の場合



通り抜け私道の場合

し どうせい び 2 私道整備助成

<世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例>

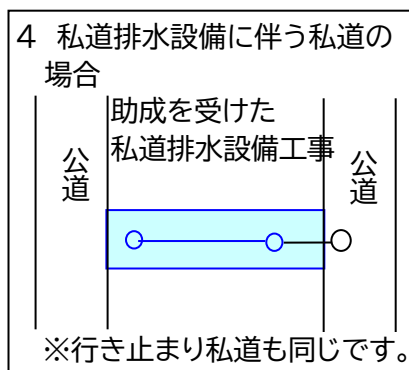
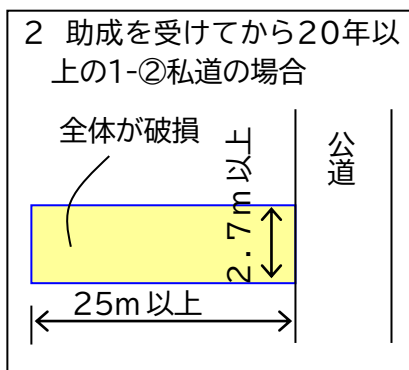
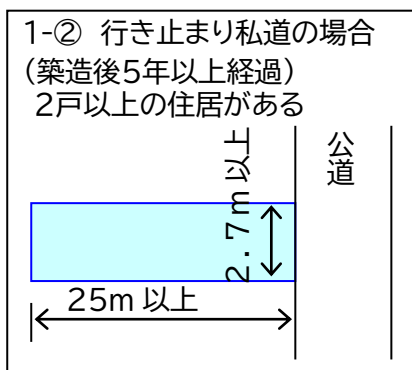
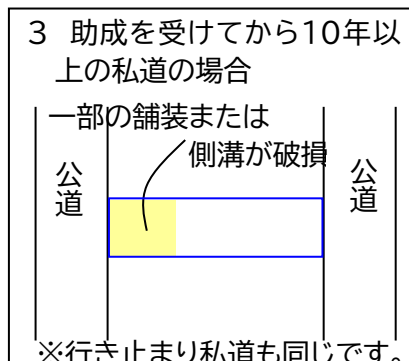
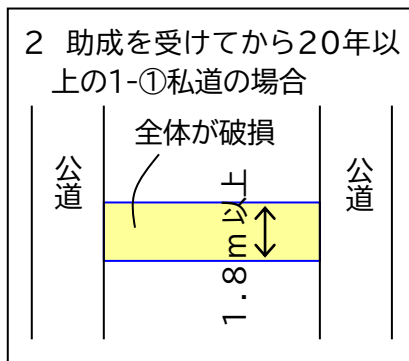
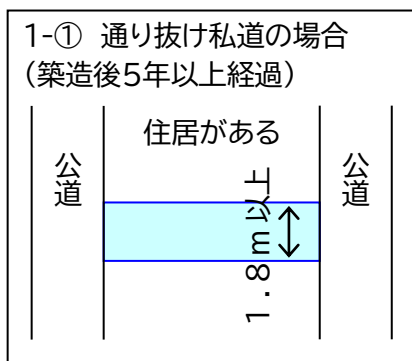
未舗装の私道や路面の老朽化した私道を舗装する時、または、私道内の下水道工事の復旧で舗装をする時などは、下記のいずれかの条件で助成が受けられます。

問い合わせ先 ●各土木管理事務所 ※4ページの担当区域をご参照ください。

条件	助成額	提出書類
1 築造後5年以上経過し、公道に連絡していること。 ①私道の幅が1.8m以上の通り抜け私道で、沿道に住居があること。 ②私道の幅が2.7m以上で奥行きが25m以上の行き止まりで、沿道に所有者の異なる2戸以上の住居があること。 2 再助成(全体)の場合、上記の条件を満たし、私道整備助成を受けてから20年以上経ち、全体にわたり舗装及び側溝が著しく破損していること。 3 再助成(一部)の場合、私道整備助成を受けてから10年以上経ち、一部分において舗装及び側溝が著しく破損していること。 4 前項の規定にかかわらず助成の対象となる私道排水設備工事に伴う私道整備であること。	区で定めた助成額※(工事費の100%以内) ただし、行き止まり私道の場合は80%以内)	①助成申請書(第1号様式) ②委任状(第2号様式) ③土地使用承諾書(第3号様式) ④位置図 ⑤公図の写し ⑥登記事項証明書又は要約書 ⑦工事設計調書(別紙様式) ⑧設計図 ⑨代表者と土地所有者の本人確認ができる書類の写し(法人の場合は印鑑証明書)

※助成額は、「区が算出した工事費」に助成率を乗じた額と「実工事費」のうち低い金額になります。

条件2及び3の助成の場合には、申請される前に再助成の事前調査を受けてください。



私道排水設備及び私道整備の助成の流れ

助成を受ける場合(排水設備及び整備)

区へ助成に関する問い合わせ ※1



関係者で話し合い⇒代表者の決定
事前調査申請書の提出



注:一部分の再助成は個人申請が可能です。

事前調査
実績調査
現地調査



事前調査結果
通知



施工業者の決定 ※2、3
申請書類の作成・提出 ※4



審査
書類審査
現場調査



交付決定通知



承諾書提出



注:14日以内に区へ提出

着工 ※5



完成



完了報告書提出



実績調査 ※6



助成金確定



助成金請求



区から助成金交付



私道の維持・管理 ※7

	申請者が行う事
	施工業者が行う事
	区が行う事

※1 申請書類提出の前に、「事前調査」が必要になります。まずは、最寄りの土木事務所へお問合せいただき、「事前調査申請書」を提出ください。

※2 助成工事は、皆さんと工事店との契約になります。トラブルを防ぐため、必ず契約書を交わしてください。排水設備工事は、「東京都指定排水設備工事事業者」でないと工事ができません。都指定事業者の中から選んでください。

私道整備助成工事の施工者については、原則区内に本・支店があり、入札参加資格審査申込業種が、「一般土木工事」または「道路舗装工事」に登録されている事業者の中から選んでください。

※3 私道排水設備助成申請の場合は、下水道局へ排水設備届出申請を行い、申請図面に届出印をもらってください。

※4 申請は工事着手前にしてください。工事着手後や工事完了後は助成の対象になりません。

※5 工事を監督するのは皆さんです。図面と工事内容が違っていたり、掘ったところにゴミを捨てられたり、トラブルが起きないように注意して、現場をみてください。

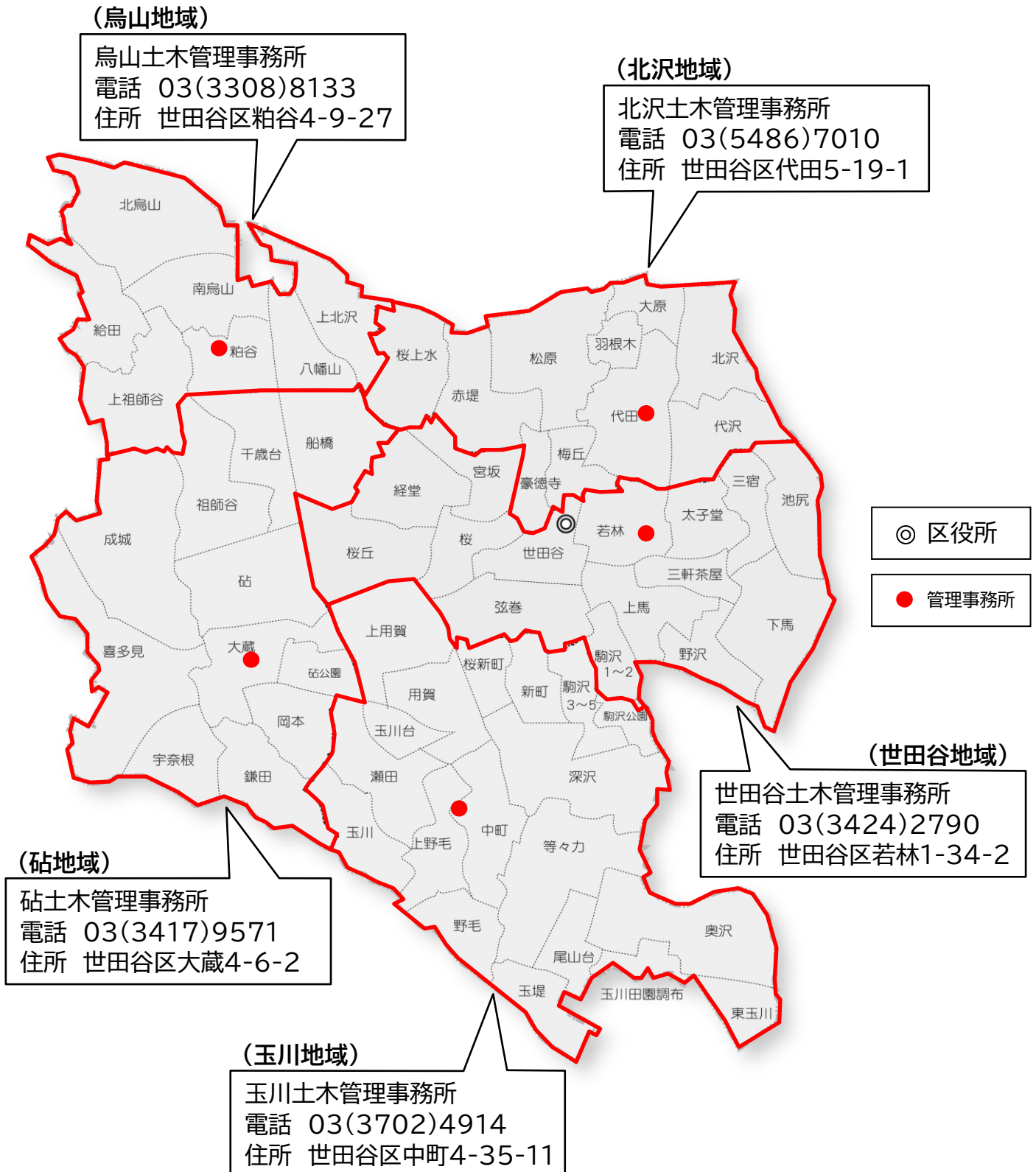
※6 完了報告書と現地が合っているかの調査を現場で行います。

※7 私道整備助成の目的は、私道における安全で円滑な交通の確保および生活環境の向上を図ることです。工事完了後の整備した舗装や排水設備などは、皆さんの財産になります。日頃の清掃や点検などを行って大切にお使いください。

私道排水設備及び私道舗装の助成の担当区域

私道排水設備助成工事、私道整備助成工事の受付は、土木部工事第一課または土木部工事第二課の各土木管理事務所でを行っています。

各土木管理事務所の担当区域は下図のとおりです。



3 雨水浸透施設設置に関する助成

雨水浸透施設とは、たくさんの小さな穴が開いたコンクリート製またはプラスチック製の「ます(桝)」や「管(トレンチ)」のことです。

雨水浸透施設を設置することにより、大雨時に雨水が下水道管や河川へ一気に流入することを抑制できるため、道路の冠水や河川の氾濫の抑制にも繋がります。また、雨水を敷地内の地下に浸透させることで、地下水が豊かになり、湧水の復活やヒートアイランド現象の抑制、みどりの保全や創出等、住環境の改善にも繋がります。

宅地内に雨水浸透施設を設置する場合、一定の条件により設置費用の一部を助成します。なお、助成を受けるには、事前申請が必要です。事後申請は助成対象外となります。必ず工事(浸透施設に係る工事)着手前にご相談ください



問い合わせ先:土木部豪雨対策・下水道整備課豪雨対策担当

TEL:03(6432)7963 FAX:03(6432)7993

助成を受けることが出来る方	助成額	提出書類
◎ 設置したい箇所に、施設の規格により十分な四方のスペースがあること。 ◎ 急傾斜地や、隣地との境界に段差がないこと。 ◎ 地表面から地下水面までの深さが十分にあること。 × 次の方は対象外 ・国、他の地方公共団体その他区長が指定する公共的団体。 ・雨水流出抑制施設の設置が義務付けられている建築主。(世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例) ・売買等を目的とした建物に設置する不動産業者、建設業者等。 ・以前と同じ箇所に助成を受ける場合。 ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当する場合。	雨水浸透施設設置助成金交付要綱に定める標準工事費単価に設置数量を乗じた額、又は見積額のいずれか低い額を“基本額”とし、基本額(付帯工事費がある場合は基本額との合計額)に消費税率を乗じた額。(100円未満切捨て) <助成限度額> 一般地区:40万円 湧水保全重点地区・流域対策推進地区:50万円	当助成制度は、事前申請制です。まずは、豪雨対策・下水道整備課豪雨対策担当へお問い合わせください。

4 ^{うすい}雨水タンクに関する助成

雨水タンクとは、屋根に降った雨水を貯めて、必要な時に利用することができるタンクのことです。

雨水タンクを設置することにより、大雨時に雨水が下水道管や河川へ一気に流入することを抑制できるため、道路の冠水や河川の氾濫の抑制にも繋がります。また、花の水やり、庭の散水、洗車や掃除などに有効利用できます。



問い合わせ先:土木部豪雨対策・下水道整備課豪雨対策担当

TEL:03(6432)7963 FAX:03(6432)7993

助成を受けることが出来る方	助成額	備考
◎ 世田谷区内で建物に雨水タンクを設置する方 × 次の方は対象外 ・国、他の地方公共団体その他区長が指定する公共的団体 ・雨水流出抑制施設の設置が義務付けられている建築主(世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例) ・売買等を目的とした建物に設置する不動産業者、建設業者等	本体購入費、設置経費のそれぞれ 2 分の 1 の額(100 円未満切捨て) 上記をあわせた助成金の雨水タンク 1 基当たりについて上限額は 35,000 円(ただし、設置経費の上限額は 5,000 円) 同一申請者に対する年度内の助成金の上限額は 140,000 円	・当助成制度は、事前申請制です。まずは、豪雨対策・下水道整備課豪雨対策担当へお問い合わせください。 ・タンク購入・設置は、適用決定通知書が届いてから行ってください。届く前に購入・設置した場合、助成の対象外になりますので、ご注意ください。

すいせんべんじょ 5 水洗便所助成

公共下水道が使用できるようになり、既存のくみ取り便所を水洗トイレに改造する場合、一定条件により改造資金を受けられる助成があります。

(1) 東京都の助成(東京都下水道局水洗便所助成)

申請においては、所得による制限があります。下記の表を参照のうえ、東京都下水道局へお問い合わせください。

問い合わせ先 東京都下水道局 南部下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当 TEL:03(5734)5043 FAX:03(5754)6400		
条 件	助 成 額	備 考
●生活保護法による扶助を受けている方 ●特別区内に住所を有し、かつ改造者の属する世帯の構成員が地方税第24条の5第1項または第3講及び同法第295条第1項または第3項の規定により、住民税(都民税、特別区民税)を課せられていない世帯のうち、東京都下水道事業管理者が適当と認めた方	380,000円以内	①浄化槽 ^{じょうかそう} の切り替えは助成外です。 ②申請手続は下水道局南部下水道事務所又は、東京都指定排水設備工事事業者にご相談ください。 ③申請は工事前にしてください。

(2) 世田谷区の助成(世田谷区被保護世帯に対する水洗便所助成条例)

(1)の東京都の助成を受けられた方で、工事費が東京都の助成額を超える場合は、下記の表を参照のうえ、お問い合わせください。

世田谷区への申請は、東京都の助成金確定通知を受けた日から60日以内に申請してください。

問い合わせ先 世田谷区保健福祉政策部 生活福祉課 生活福祉担当 TEL:03(5432)2933			
	条 件	助 成 額	備 考
水洗便所特別助成	①都の助成金確定通知を受けている方 ②区内に住居を有し、生活保護法による扶助を受けている方	130,000円以内	①助成金交付決定通知書(提示) ②助成金交付申請書 ③完成図、見積書、請求書 ④私道の負担があれば証明書 ⑤借家の場合は所有者の同意書 ※都の確定通知を受けた日から60日以内

II 世田谷の下水道^{げ すいどう}

1 下水道の役割

■生活環境や水環境を守る下水道

下水道は、生活や事業活動によって汚れた水をきれいにするとともに、道路や宅地に降った雨をすみやかに排除して、浸水から街を守るなど、快適な生活環境を確保しています。

また、きれいにした水を自然(川や海)に返すことによって、自然の循環システムを補完するなど、水環境を守る役割を果たしています。

■下水(汚水)を資源へ

一般家庭などから流す生活排水や雨水を含めて「下水」と呼んでいます。

下水は、水再生センター(下水処理場)で処理水(きれいな水)と汚泥(どろ)とに分けられます。この処理水と汚泥は、資源として有効利用が進められています。

処理水は、公園などのせせらぎ用水、新宿副都心ビルの水洗トイレ用水、工業用水などに使われており、汚泥は、レンガや透水性ブロックなど建設用の材料として使われています。

さらに、下水が持っている熱を利用して地域冷暖房施設への熱供給や、電力発電を行うなどいろいろな活用が行われています。

2 下水道のしくみ

■下水道施設とは

下水道施設は、主に3つの施設でできています。

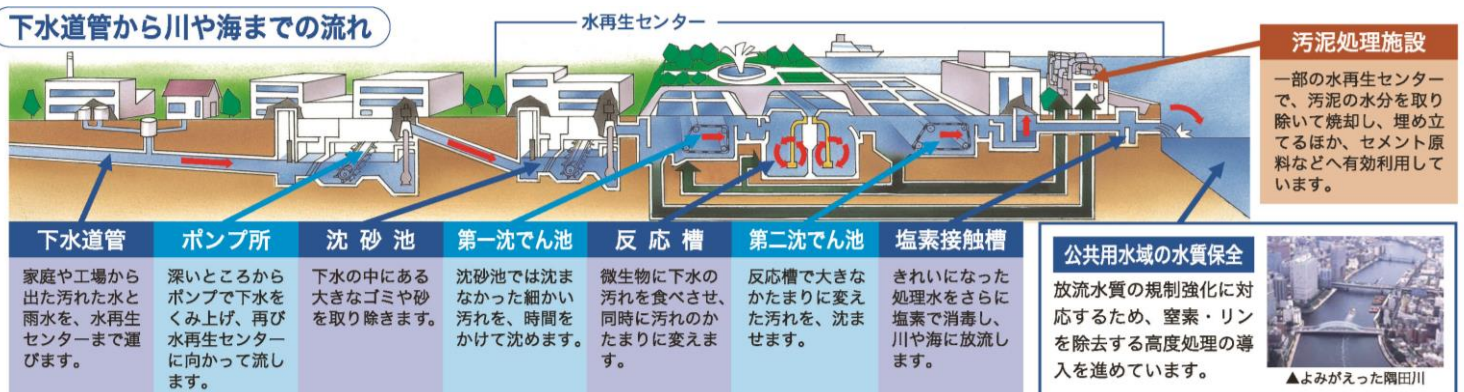
- ・下水を集めて流す下水道管
- ・下水道管が深くなりすぎないように途中で下水をくみ上げる役割を持つポンプ所
- ・下水を処理してきれいな水をよみがえらせている水再生センター

■家庭から川や海までの流れ

家庭から流した下水は「ます」を通じて、まず公道内に設置されている下水道管に流れます。

下水道管からポンプ所を経由して最終的に水再生センターで処理をして、川や海に流されています。

下水道管から川や海までの流れ



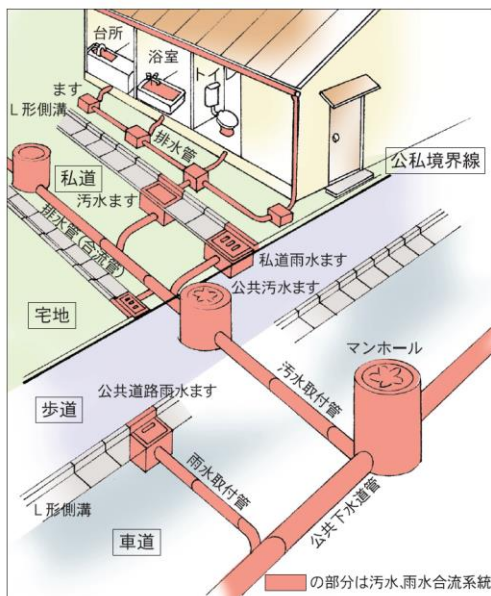
■下水の排除方式

下水の排除方式には、大きく分けて合流式と分流式の2つの方式があります。

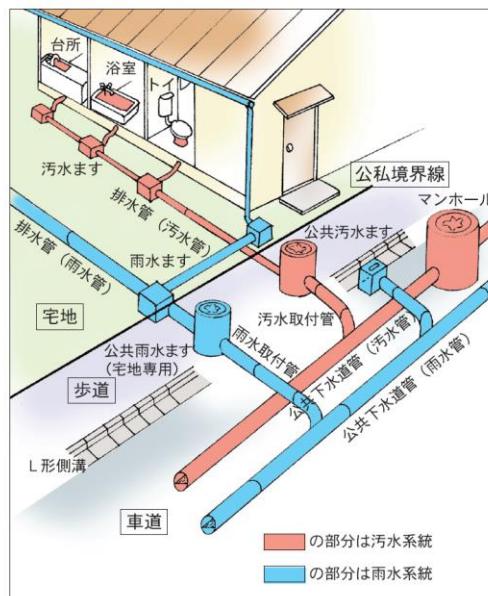
合流式は、雨水と家庭から出る生活排水(汚水)などを一つの下水道管に取り込んで水再生センターへ流す方法で、分流式は雨水と汚水を別々の下水道管で流し、汚水は水再生センターへ、雨水は、そのまま川や海へ流す方法です。

合流式と分流式では、家庭内から下水道への接続方法が異なります。

合流式の場合



分流式の場合

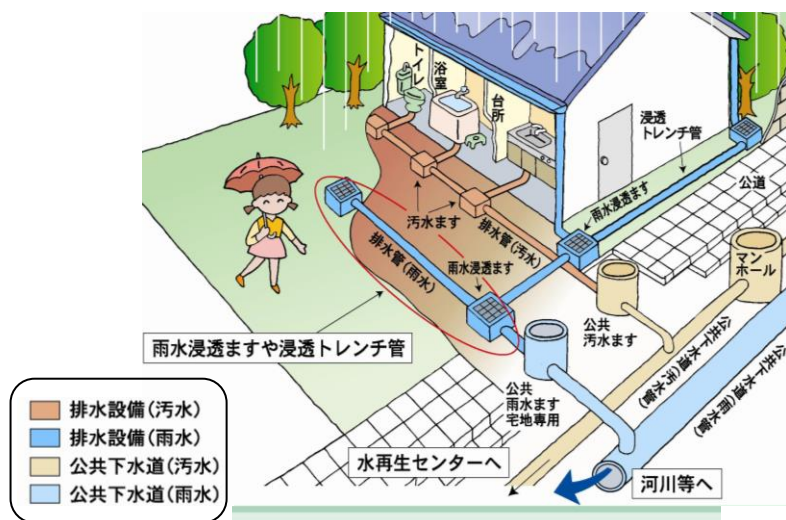


■完全分流と汚水先行

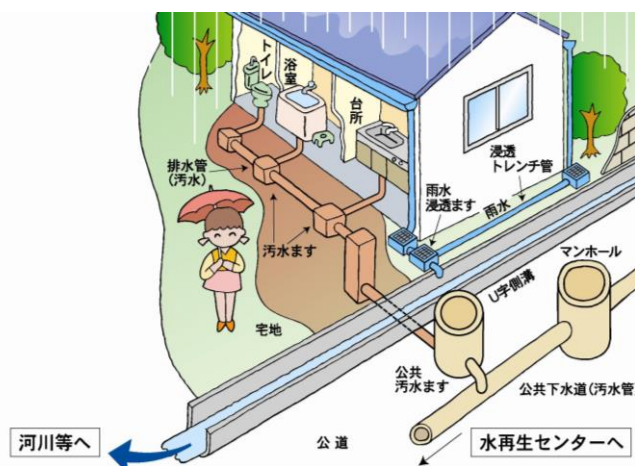
分流式下水道は、完全分流と汚水先行の2つの排除方式に分けられます。

完全分流は、雨水を下水道(雨水)管に流す方法で、汚水先行は、下水道(雨水)管が未整備のため、雨水を道路の側溝(U字側溝)に流す方法です。

完全分流



汚水先行



※分流地域にお住まいの皆様に！

宅地内の汚水と雨水が正しく公共下水道に接続されていないと浸水被害の発生や河川などの水質を悪化させる一因になります。

世田谷区では、^{はいじょほうしき}地域により下水の排除方式が異なります。雨水が多摩川に流入する野川、仙川、谷沢川、丸子川の流域は分流式で、それ以外の目黒川、呑川などの流域については合流式となっています。分流地域は区内全域の約39%、合流地域は約61%となっています。

合流地域

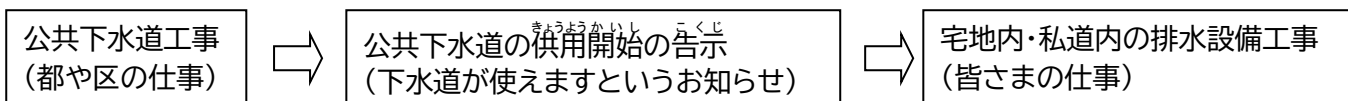
分流地域

目黒区→品川区内
を通して
森ヶ崎水再生センターへ

大田区内を通して
森ヶ崎水再生センターへ

世田谷区内の主な下水道幹線

■下水道が使えるまでの流れ



公共下水道工事は、東京都や世田谷区が、下水道本管を道路(公道)の下に設置する工事です。本管のほかに、マンホール、公共ます(汚水・雨水)なども設置します。

※公共下水道工事で公共ますを設置する場合は、公道上で皆さまのご都合のよい位置に原則として1宅地に汚水ます・雨水ますを各1個設置いたします。費用は全額都で負担します。工事の前に公共ますの設置位置申請書を皆さまに配布してご希望の位置を記入していただきます。

10

なお、公共下水道は東京都下水道局が管理します。公共下水道工事が終了した後に、新たに公共ますの設置や撤去が必要になった場合は、東京都下水道局南部下水道事務所への申し込みが必要です。

③宅地内・私道内の排水設備工事

公共下水道が使えるようになった日からできるだけ早い時期(くみ取り便所は3年以内)に水洗トイレに改造することが法律で定められています。工事費については、所有または利用する皆さまの個人負担となります。

現在、浄化槽じょうかそうをお使いの家庭では便器はそのまま使えますが、浄化槽の処理と宅地内の配水管工事が必要です。なお、トイレの改造や宅地内の排水管工事等の排水設備工事は、東京都指定排水設備工事事業者でないとは行うことはできません。また、東京都下水道局南部下水道事務所への届け出が必要になります。

私道をお使いの皆さまは、私道内の排水設備工事も必要になります。工事費等については宅地内同様に皆さまの負担となります。条件により私道排水設備助成の対象になる場合があります。助成制度を確認してください。(1ページ)

※宅地内・私道内の排水設備は、皆さまの大切な財産です。維持管理も必要になります。

4 排水設備のことで困ったとき

「トイレが詰まった。」「排水口から嫌なにおいがする。」「流し台の下から水漏れがする。」「などの宅地内の排水設備について困ったときは、「排水なんでも相談所」へご相談ください。この相談所は、都内に店舗を有する指定事業者のうち協力いただいた方(以下「協力店」という。)と、東京都下水道局南部下水道事務所に開設しています。

協力店は、右記のシンボルを店頭などに掲げています。

相談は原則としては無料ですのでお気軽にご利用ください。

ただし、点検・調査等については費用がかかる場合がありますので、お店に確認してください。

下水道局の協力店です!



言葉巧みに東京都や世田谷区との関係をにおわせた業者が訪問し、宅地内・私道内の排水設備(排水管・ます等)の工事、点検、清掃等をすすめ、断ると威圧されたり、恐喝まがいの言葉で契約を強要される事件が頻発しています。

東京都や世田谷区が皆さまの排水設備の調査を行う場合には、職員は「身分証明書」、委託業者は「作業委託証明書さぎょういたくしゅめいしょ」を携帯していますので、ご確認ください。

東京都と世田谷区では、宅地・私道内の排水設備に関しての「点検」、「清掃」、「修繕」、「取り替え」などを業者に依頼することはありませんのでご注意ください。

宅地・私道内の排水設備工事は、皆さまと協力店との契約になります。契約したが、「なかなか工事にかかってこない。」「工事は終わったが最初の約束と話が違う。」などの苦情が東京都や世田谷区に寄せられることがあります。このようなトラブルを防ぐためには、複数の業者から詳しい工事説明や見積もりを受け、皆さまが納得したうえで契約してください。

少しでも不審に思ったら、東京都下水道局南部下水道事務所へご相談ください。

契約(クーリングオフを含む)に関することは、世田谷区消費生活センターへご相談ください。強要されたり、身の危険を感じた時は、最寄りの警察署へ連絡してください。

5 内容別相談窓口一覧

令和8年4月1日現在

	相談内容	問い合わせ先	住 所	電 話
私道助成	私道整備助成・私道排水設備助成を受けたい	区 世田谷土木管理事務所 北沢土木管理事務所 玉川土木管理事務所 砧土木管理事務所 烏山土木管理事務所	世田谷区若林 1-34-2 世田谷区代田 5-19-1 世田谷区中町 4-35-11 世田谷区大蔵 4-6-2 世田谷区粕谷 4-9-27	3424-2790 5486-7010 3702-4914 3417-9571 3308-8133
水洗便所助成	くみ取り式便所を水洗便所に改造したい (生活保護を受けている方)	都 下水道局南部下水道事務所 お客さまサービス課排水設備担当 区 保健福祉政策部生活福祉課 生活福祉担当	大田区雪谷大塚町 13-26 世田谷区世田谷 4-21-27	5734-5043 5432-2932
助他成の	宅地内の雨水浸透施設・雨水タンクの助成を受けたい	区 土木部豪雨対策・下水道整備課豪雨対策担当	世田谷区玉川 1-20-1 (二子玉川分庁舎 B 棟 3 階)	6432-7963
公共下水道について	計画・工事について	都 下水道局南部下水道事務所	大田区雪谷大塚町 13-26	5734-5031
	下水道管の管径、勾配、延長について調べたい (下水道台帳の閲覧)	都 下水道局施設管理部管路管理課施設情報管理担当 (下水道台帳閲覧室) 下水道局ホームページ URL: https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/d1/daicyo/	新宿区西新宿 2-8-1 (都庁第二庁舎 27 階)	5320-6618
	下水道料金について	都 下水道局南部下水道事務所 お客さまサービス課業務担当	大田区雪谷大塚町 13-26	5734-5041
	公設汚水ます・宅地雨水浸透ますを設置したい	都 下水道局南部下水道事務所 お客さまサービス課排水設備担当	大田区雪谷大塚町 13-26	5734-5043
	公共下水道管・汚水ます、マンホールのガタつき・臭い	都・下水道局南部下水道事務所 世田谷出張所	世田谷区弦巻 4-30-1	5477-2120
維持管理について	区道の雨水ますの詰まり	区 世田谷土木管理事務所 北沢土木管理事務所 玉川土木管理事務所 砧土木管理事務所 烏山土木管理事務所	世田谷区若林 1-34-2 世田谷区代田 5-19-1 世田谷区中町 4-35-11 世田谷区大蔵 4-6-2 世田谷区粕谷 4-9-27	3424-2790 5486-7010 3702-4914 3417-9571 3308-8133
	都道の雨水ますの詰まり	都 建設局第二建設事務所 世田谷工区	世 田 谷 区 世 田 谷 2-29-30	3420-9651
	宅地内や私道内の排水管やますの詰まり	東京都指定排水設備工事事業者 (排水なんでも相談所)	大田区雪谷大塚町 13-26	5734-5043
その他	浄化槽を設置したい ・建築工事を伴う場合 ・建築工事を伴わない場合	区 都市整備政策部建築審査課 建築審査担当 区 環境政策部清掃・リサイクル推進課 指導許可担当	世田谷区玉川 1-20-1 (二子玉川分庁舎 B 棟 2 階) 世田谷区松原 6-3-5 (梅丘分庁舎 2 階)	6432-7166 6304-3263
	浄化槽を清掃したい	区内所在の浄化槽清掃業者 ※詳しくは環境政策部清掃・リサイクル推進課 指導許可担当へお問い合わせ 電話: 6304-3263		
	公道か私道かを調べたい 私道を公道にしたい	区 道路・交通計画部道路管理課 道路認定担当	世田谷区玉川 1-20-1 (二子玉川分庁舎 A 棟 2 階)	6432-7919
	契約(クリーニングを含む)に関する相談	世田谷区消費生活センター	世田谷区太子堂 2-16-7 (三軒茶屋分庁舎 3 階)	3410-6522

世田谷区私道排水設備等の助成ガイド ～世田谷の下水道を知る～

令和8年4月発行 （広報印刷物登録番号 1384）
編集・発行 世田谷区土木部豪雨対策・下水道整備課
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1
TEL:03(6432)7963 FAX:03(6432)7993